

市長座談会「市長と語ろう」 実施要綱

1 目的

市民協働の理念のもと、市長が市民の皆さんとの直接の対話を通じて、課題を共有し合い、身近なまちづくり施策に「市民の皆さんの声」を反映させることを目的とする。

2 名称

この事業は、市長座談会「市長と語ろう」と称する。

3 対象団体

市内に居住又は通勤・通学している方を中心として構成され、主に市内で活動を行っている自治会、市民活動団体、農商工団体、教育団体、福祉団体、NPO法人などの団体で市長座談会「市長と語ろう」への参加者を5人程度以上見込むものを対象とする。

ただし、公序良俗に反する活動をしている団体又は市長が適切でないと判断した団体は対象外とする。

4 開催日時

申込団体が希望する開催日時を参考に申込団体の代表者との調整により決定する。

5 開催場所

申込団体の活動場所とする。ただし、適当な場所が無い場合は事務局が市の関係施設を手配するものとする。

6 実施時間

市民団体と市長がテーマに沿って、1回1時間程度の懇談を実施するものとする。

7 テーマ

まちづくりに関連するテーマを申込団体で設定することとする。

8 申込方法

開催希望日の30日前までに別紙の参加申込書を事務局に提出するものとする。ただし、市長が特別の理由があると判断したときを除き、同一団体からの申込みは年2回を限度とする。

9 実施の決定

参加申込書の提出があったときは、市長は速やかに実施の可否を決定し、開催決定通知

書又は開催不承認通知書を申込団体に通知するものとする。なお、実施の可否の決定に当たり、次に該当するものである場合は、市長は開催を不承認するものとする。

- ① 特定の個人や団体に対する誹謗中傷を内容としたもの
- ② 個人的な相談や苦情又は一方的な主張や要求を内容としたもの
- ③ 懇親会等の飲食を伴うもの
- ④ その他市長が適切でないと判断したもの

10 市の出席者

市長及びテーマを所管する部署の職員等が出席する。

11 議事録の作成

テーマを所管する部署が議事録要旨を作成し庁内決裁を受けるものとする。

12 開催結果の公表

開催結果は、広報いずのくに及び市ホームページで公表できるものとする。また、開催時には報道機関の取材を受けることがある。

13 事務局

事務局は、企画財政部協働まちづくり課に置く。

14 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。